

事業主各位

一般社団法人酒田労働基準協会

『安全衛生推進者養成講習』のご案内

時下、貴事業場様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より適切な労働安全衛生管理につきましてご努力をいたしており、感謝申し上げます。

さて、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、労働安全衛生法第12条2項により、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当する安全衛生推進者の選任が義務付けられております。

この度、当協会では安全衛生推進者の資格を得るための養成講習を、厚生労働省が定めたカリキュラムに基づき下記により実施いたします。

つきましては、該当する事業場様におかれましては、是非お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時：令和7年7月10日(木)～11日(金)
10日 9時00分～17時40分
11日 9時00分～12時00分
2. 会 場：酒田市総合文化センター4F (酒田市中央西町2-59 TEL24-2992)
3. 講習内容：

(1) 安全管理	2時間
(2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
(3) 作業環境管理及び作業管理	2時間
(4) 健康の保持増進	1時間
(5) 安全衛生教育	1時間
(6) 関係法令	2時間
4. 申込期限：7月3日(木) 定員は30名。期限前でも定員になり次第締切ります。
5. 受講料：基準協会会員 15,950円/名 (内訳：受講料14,500円、消費税10% 1,450円)
基準協会会員外 20,350円/名 (内訳：受講料18,500円、消費税10% 1,850円)
※テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. 注意事項：申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。
7. その他：遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

1. 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX番号 0234-22-1316)

※銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）

一般社団法人酒田労働基準協会

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。

2. 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968

〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316

3. 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。

※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『安全衛生推進者養成講習』受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 10% 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

☐ 現金を協会に持参

☐ 月 日に銀行口座に振込

※ 受講料は申込締切日、7月3日(木)まで、必ず納入してください。

FAX送信 令和7年 月 日

FAX番号 (0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行